



# 市町村への 応援と受援に関する補足資料

---

# 応援受援に関するこれまでの経緯について

## 平成7年12月 災害対策基本法の改正（阪神・淡路大震災を契機）

- 地方公共団体相互の協力や相互応援に関する協定の締結に関する規定（法第5条の2、法第8条第2項第12号）が新設

東日本大震災発生（H23.3）



（写真提供 群馬県立文書館）

## 平成24年6月 災害対策基本法の改正（第1弾）

- 地域防災計画を定めるに当たっては、円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮する旨規定（法第40条、42条）
- 自治体間応援の対象業務を発災直後の緊急性の高い応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕などを含む災害応急対策全般に拡大（法第67条、68条、74条）

## 平成24年9月 防災基本計画の修正（災対法（第1弾）改正、防災対策推進会議最終報告等）

- 地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする」と記載

## 平成25年6月 災害対策基本法の改正（第2弾）

- 国（指定行政機関等の長）に対する災害応急対策全般に係る応援の要求（法第74条の3）に関する規定が創設
- 応急措置の代行（法第78条の2）等に関する規定が創設
- 内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行（法第86条の13）に関する規定が創設

## 平成26年1月 防災基本計画の修正（災対法（第2弾）改正、大規模災害復興法等）

- 災害応急対策等に係る業務を行う企業と国・地方公共団体との協定締結の促進



# 地方公共団体における相互応援協定及び受援計画の策定状況について

## 災害時相互応援協定

- ◆ 地方公共団体においては、相互応援協定の締結により、相互に連携が取れるようになっている。
- ◆ しかしながら、受援計画の策定については進んでいない状況。

### 【地方公共団体相互の応援協定の締結状況】

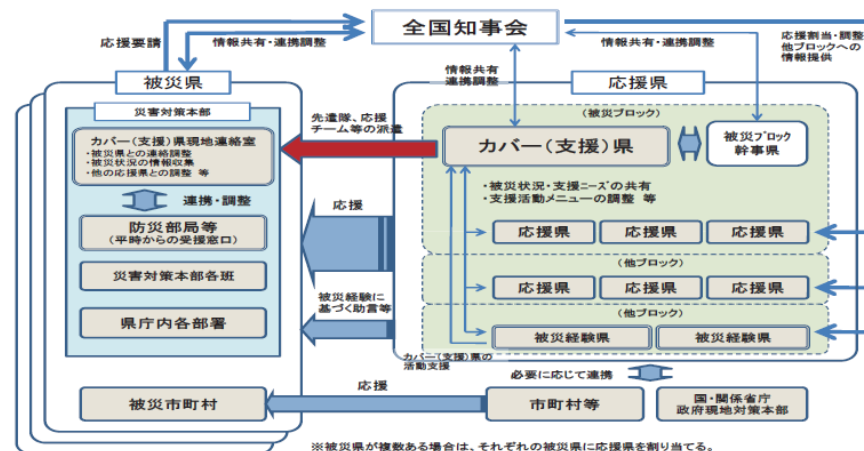
- 都道府県 39協定が締結
- 市町村 1,705団体(97.9%)が締結

出典:「地方防災行政の現況」(消防庁、平成27年4月)

### 【主な地方公共団体の相互応援協定】

- 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(知事会)
- 九州・山口9県災害時応援協定
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援協定
- 九州九都市災害時相互応援に関する協定
- 21大都市災害時相互応援に関する協定  
(広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画)

### 大規模広域災害時における複数ブロックによる広域応援(全国知事会)



## 受援計画の策定状況

- ◆ 受援計画の策定は、都道府県で約4割、市町で1割強。

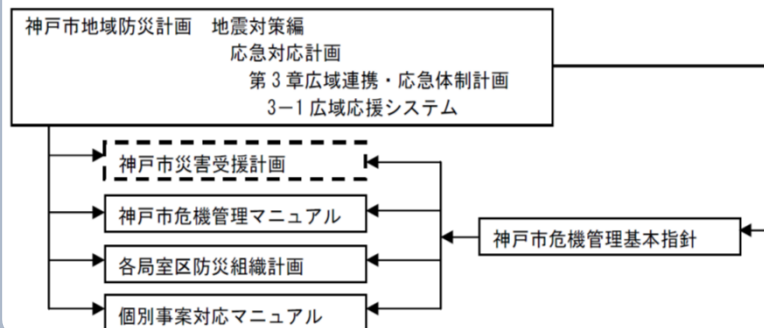
### 【地方公共団体における受援計画の策定状況】

- 都道府県 約4割 12/29都道府県
  - 市町 1割強 19/168市町
- 出典:「震災対策の推進に関する行政評価・監視～災害応急対策を中心として～報告(概要)」(総務省、平成26年6月)

### 【主な地方公共団体の受援計画等】

- 神戸市災害受援計画
- 千葉市災害時受援計画
- 男鹿市災害受援計画
- 関西広域応援・受援実施要綱
- 岩手県災害時受援応援計画

### 神戸市災害受援計画の位置づけ



## 「受援計画を策定していない理由」について

「震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－結果報告書」（総務省・平成26年6月）から抜粋

### 都道府県（「受援計画」を策定していない理由）

類 型	内 容
他の業務を優先したため	○地域防災計画（風水害編）の修正、業務継続計画の作成など、優先順位の高いものから順次作業を行っていく必要があるため。
事前に策定することは困難であるため	○地方公共団体間における応援・受援に関しては、被災した地方公共団体が必要とする支援の種類、量、期間などを把握することが重要であるが、これらの内容は、発災によりどの程度の被害が生じるのか、想定される被害の規模によって相違してくることから、地方公共団体単独での作業は困難であるため。
検討中等	○広域応援協定の具体化が十分に図られていない現在においては、具体的な実施要領や細則を策定するとともに、地方公共団体で認識の共通化を図る必要があり、広域応援協定の具体的な実施要領の検討に併せて検討中であるため。 ○被災時、応援に来てくれるのは、他の地方公共団体の職員だけではなく、ボランティアや関係団体などからも想定され、多方面からの受入れを含めて検討する必要があるため。

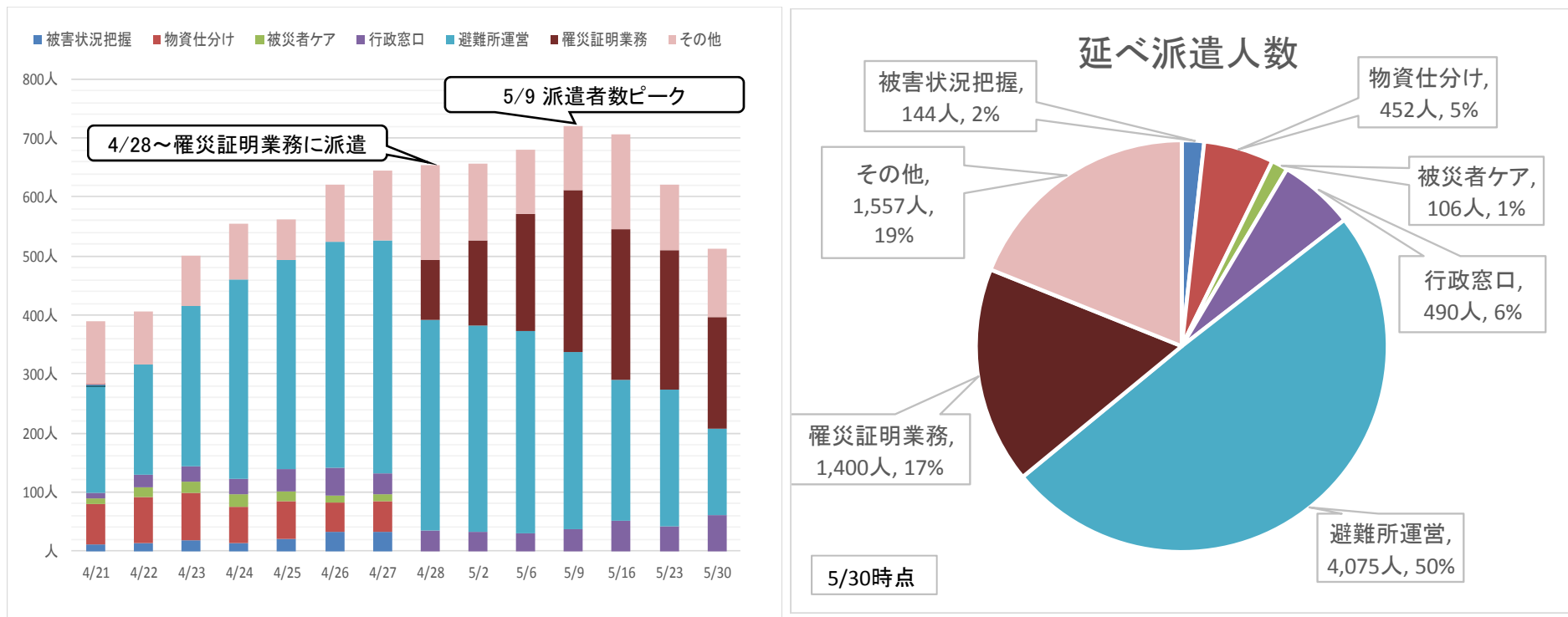
### 市町（「受援計画」を策定していない理由）

類 型	内 容
事前に策定する必要がないため	○災害発生後、他の地方公共団体から応援を受けるような事態は想定しておらず、策定する必要がないため。 ○市町村間の相互応援協定で足りると考えているため。 ○南海トラフ地震の想定等からみて、直ちに策定を検討する必要がないため。
事前に策定することは困難であるため	○その時々々の災害により、派遣職員の必要数や他市町村の派遣可能数等が不明な中であらかじめ計画を定めることが困難であるため。 ○災害の規模により応援・受援人数や業務分担も異なり、事前に計画を策定することが困難であるため。 ○被災規模、被災場所等により対応が異なることから、事前に具体的な計画を策定することが難しいため。 ○防災基本計画において策定項目を列挙しているが、発災時にどのような事態が想定されるのか実体験がないため、具体的に必要な内容を想起するのが困難である。東日本大震災を踏まえ、広域派遣の必要性を考えると「全国共通の決まりごと」が必要であり、その上で地域性を反映させるべきと考える。したがって、国が主導して統一的なひな形を示す必要があると考えているため。
知識・ノウハウが不足しているため	○策定の必要性は感じているが、具体的にどのような内容とすべきなのかが分からないため。 ○策定要領等がないことから、受援計画の具体的な内容が不明であり、また策定に当たってのノウハウもないため。

## 熊本地震における職員派遣状況(熊本市除く。)

- 職員派遣のピークは発災から約3週間後の5/9。
- 避難所運営は初期段階から多数派遣。
- 発災初期は物資仕分けに多数派遣。
- 発災約2週間後、罹災証明業務(受付・調査)に職員派遣。その後増加。

＜九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣状況＞

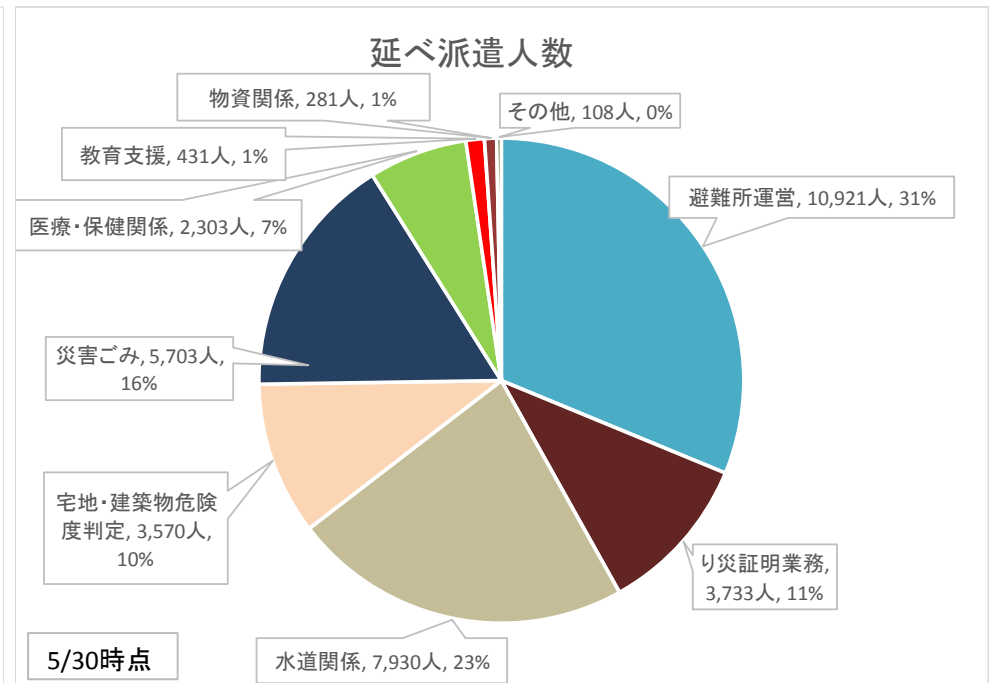
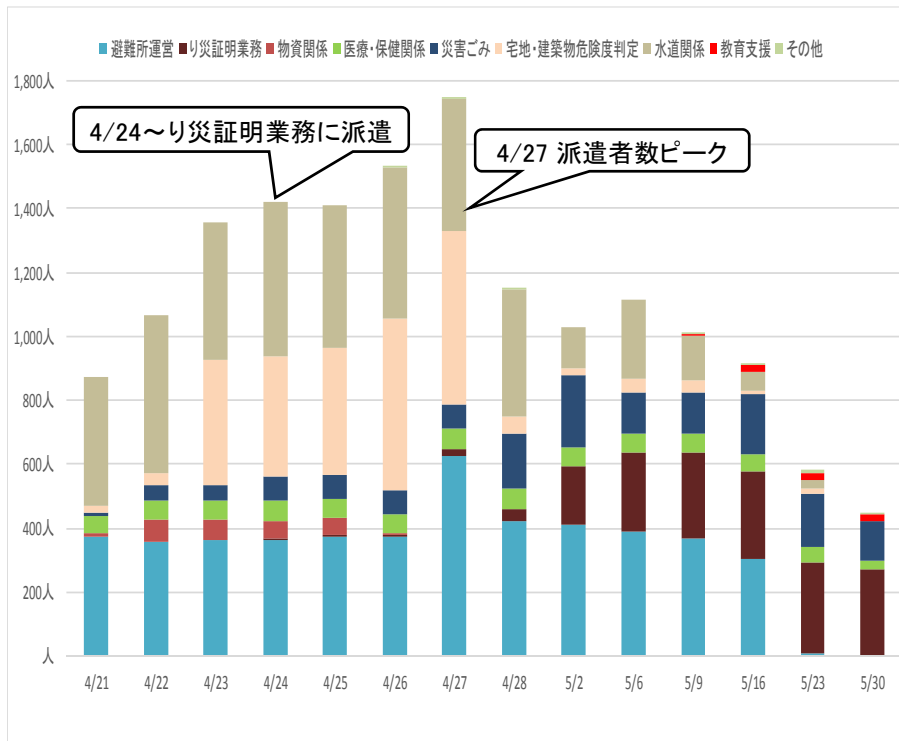


※省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。 ※その他は主にリエゾン

## 熊本地震における職員派遣状況(熊本市)

- 職員派遣のピークは発災から約2週間後の4/27。
- 避難所運営、水道関係は初期段階から多数派遣。
- 宅地・建築物危険度判定は発災1週間～2週間後が大きな山。
- 災害ごみは発災当初から派遣あり、その後、逡増。

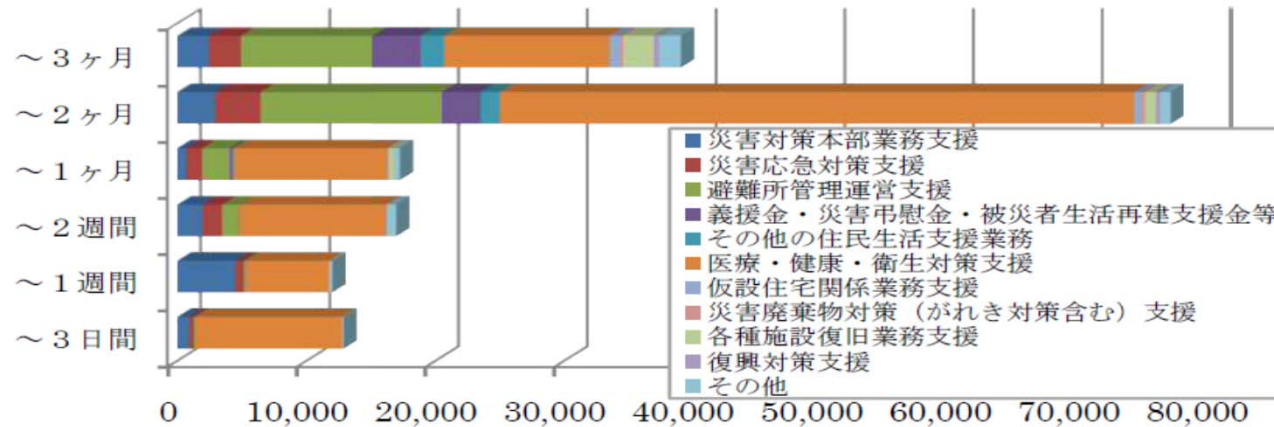
＜21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣状況＞





## (参考) 東日本大震災における職員派遣状況

### <東日本大震災における被災地への職員派遣(短期)の状況(総括)>

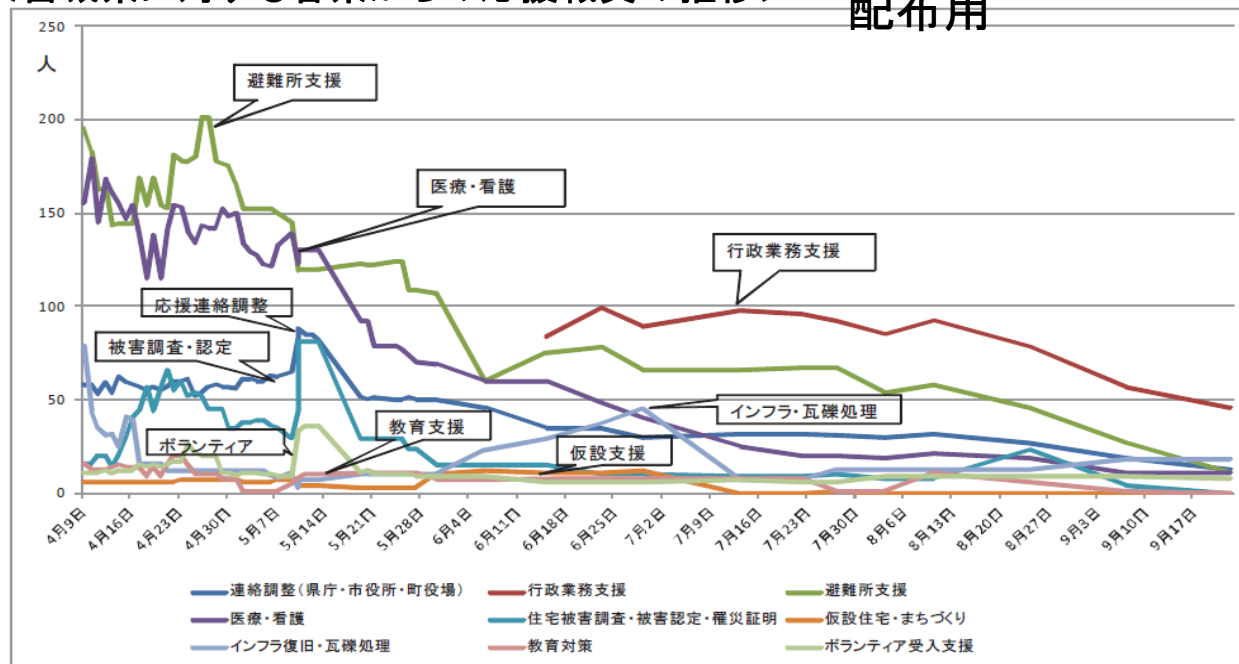


※ 国（各省庁）、全国知事会、個別調整（全国知事会経由以外）、その他（各種団体等）の合計

出典：東日本大震災における知事会の取組 平成25年3月

### <宮城県に対する各県からの応援職員の推移>

配布用

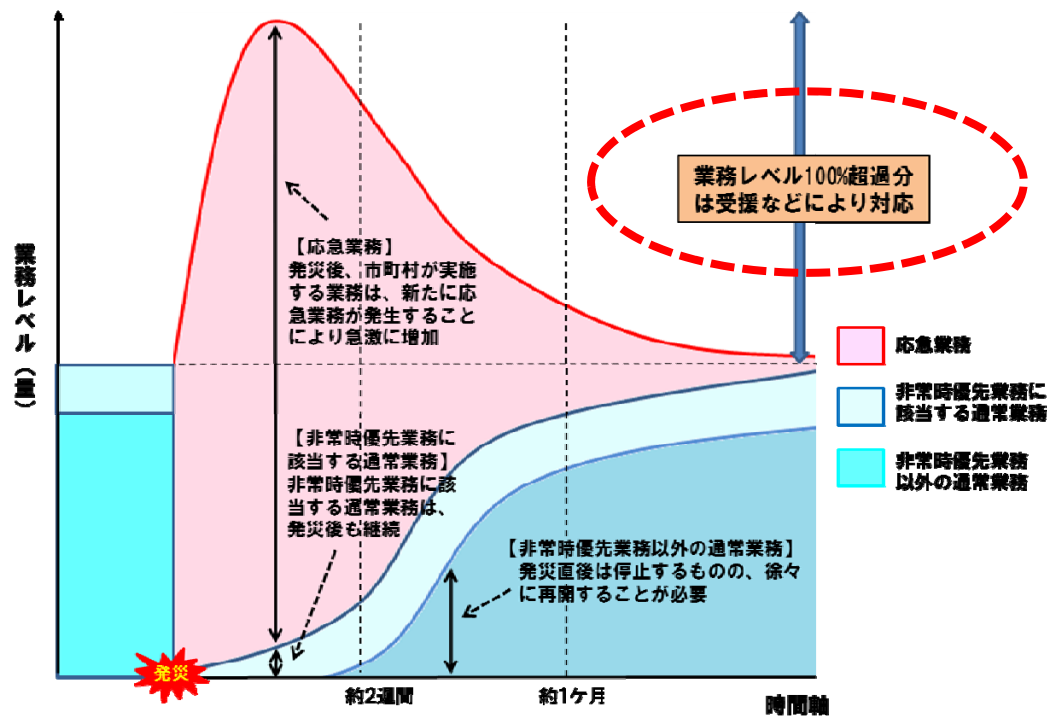


出典：阪本真由美、矢守克也 広域災害における自治体間の応援調整に関する研究－東日本大震災の経験より－ P395 広域地域安全学会論文集No18,2012,11



## 受援計画の策定①

- 災害対策基本法の改正(平成24年6月)により、地方公共団体間応援の対象業務を、
 消防、水防、救助等の人命に関わるような緊急性の極めて高い応急措置から、避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕のような災害応急対策一般に拡大
- 防災基本計画においても、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努力規定を記載



発災後に市町村が実施する業務の推移

### 【防災基本計画(共通編)】

○地方公共団体及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

## 受援計画の策定②

- 受援計画は業務継続計画と相まって、発災時に速やかに実施しなければならない膨大な非常時優先業務を遂行するための大きなツールとなる。
- 非常時優先業務の整理が済んでいると、受援対象業務の検討が進めやすい(業務継続計画と同時あるいは後に策定するとよい。)
- 策定に当たっては、全国知事会による報告や先行事例(神戸市等)が参考になる。

### 神戸市災害受援計画(総則)目次【抜粋】

#### I 計画の基本方針

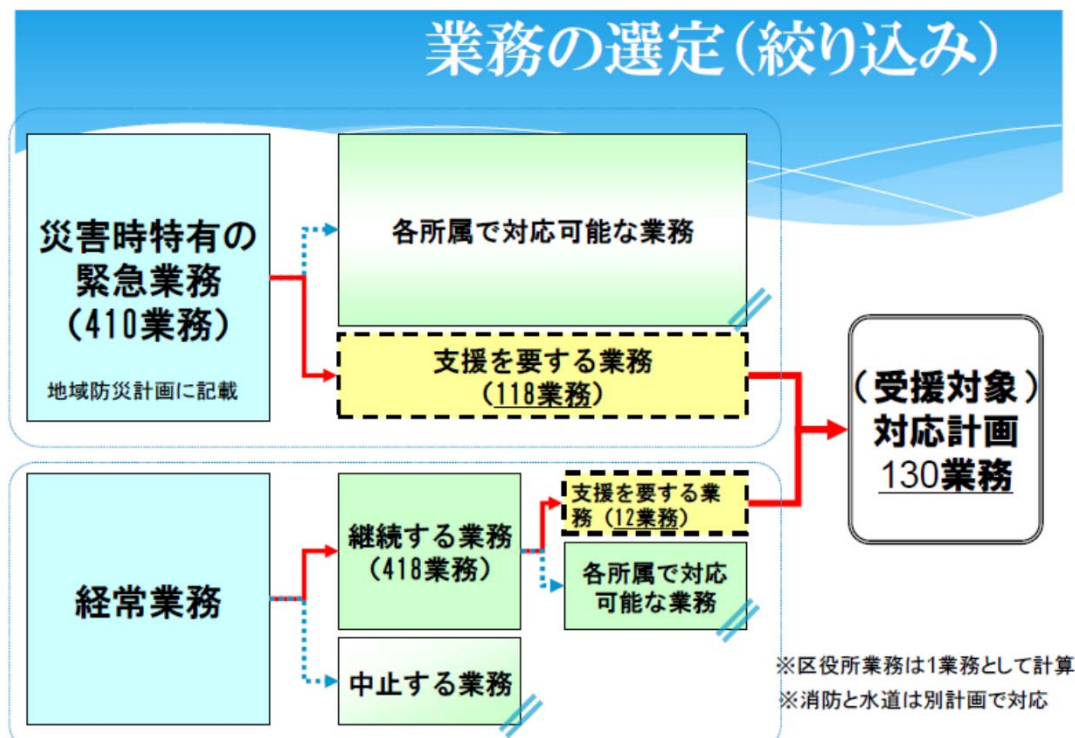
1. 計画の目的
2. 策定機関
3. 計画の対象となる危機事案
4. 計画の発動時期
5. 計画の位置づけ
6. 計画策定の考え方
7. 計画の追加・修正と習熟

#### II 計画の前提条件

1. 阪神・淡路大震災と東日本大震災時に受援側・支援側として得た経験と教訓
2. 対象期間
3. 業務継続計画(BCP)の内容を取り入れた受援対象業務の選定

#### III 基本的な内容

1. 受援計画を構成する要素
2. 応援の要請・受入
3. 災害ボランティア・NPO等の受入
4. 費用負担
5. 業務の効率化(システムの活用)
6. 応援の撤退要請
7. 長期化への対応
8. 職員の研修



出典:神戸市災害受援計画(神戸市、平成25年3月)

「地方公共団体の危機管理に関する研究会」神戸市資料(平成27年7月)

## 各省庁における自治体支援の主な取組

### 【総務省】

- ・移動電源車
- ・災害対策用移動通信機器の貸し出し
- ・避難所の無料公衆無線LAN

### 【警察庁】

- ・警察災害派遣隊

### 【消防庁】

- ・緊急消防援助隊

### 【国土交通省】

- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)
- ・応急危険度判定士の派遣
- ・下水道の復旧支援

### 【厚生労働省】

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)
- ・保健師等の派遣
- ・社会福祉施設のニーズと福祉人材のマッチング
- ・水道被害に関する調査職員及び技術職員等の派遣等

### 【経済産業省】

- ・災害時石油供給連携計画に基づく緊急時燃料供給

### 【農林水産省】

- ・農業農村災害緊急派遣隊  
(水土里(みどり)災害派遣隊)

### 【環境省】

- ・災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)

### 【文部科学省】

- ・学校の再開支援
- ・メンタルヘルスケアの充実
- ・文化財調査官の派遣
- ・応急危険度判定士の派遣

### 【防衛省】

- ・自衛隊による支援  
(搜索救助・応急復旧活動・応急医療・給水支援・給食支援・入浴支援・物資輸送)

# 防災機能強化に向けた国の取組等

## 1. 防災に関する人材育成への取組

### 【内閣府】

- ・OJT研修 ・防災スペシャリスト研修
- ・地域別総合防災研修
- ・全国防災・危機管理トップセミナー※消防庁と共催

### 【警察庁】

- ・災害警備専科

### 【総務省】

- ・情報通信政策研究所研修（危機管理対策科）
- ・情報通信政策研究所研修（防災対策推進科）

### 【消防庁】

- ・eカレッジ ・消防大学校における教育訓練

### 【厚生労働省】

- ・災害派遣医療チーム(DMAT)養成研修
- ・都道府県災害医療コーディネート研修
- ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)養成研修
- ・災害時健康危機管理支援チーム養成研修

### 【国土交通省】

- ・大規模地震・津波対策研修
- ・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)研修
- ・危機管理対策(自然災害・事故等)研修
- ・災害物流研修

### 【環境省】

- ・災害廃棄物処理セミナー

### 【防衛省】

- ・防災・危機管理教育

など

## 2. 災害時に活用可能な設備等

### 【警察庁】

- ・トイレカー ・災害活動用拠点車
- ・キッチンカー ・動力シヨベルカー
- ・可搬式濾過機 ・テント
- ・簡易トイレ

### 【総務省】

- ・移動電源車 ・ICTユニット

### 【厚生労働省】

- ・給水車
- ・広域災害・救急医療情報システム(EMIS)
- ・災害精神保健医療情報支援システム(DMHSS)

### 【国土交通省】

- ・排水ポンプ車 ・照明車
- ・対策本部車 ・衛星通信車
- ・災害対策用ヘリコプター ・調査観測兼清掃船

### 【海上保安庁】

- ・巡視船艇 ・航空機

### 【防衛省】

- ・コンテナ式可搬シェルタ ・無人偵察システム
- ・遠隔操縦観測システム ・野外手術システム
- ・機動支援橋 ・野外洗濯セット
- ・浄水セット ・天幕

など